

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



社員が会社に知人を紹介 「リファラル採用」広がる

社員が知人を紹介する「リファラル採用」を導入する企業が増えてきている。リファラルとは、「紹介・推薦」という意味を指す。

インターネット関連会社の社は、中途採用で社員が知人を紹介する制度を導入。社員と一緒に働きたいと思う知人を採用担当者に紹介し、紹介さ

れた人はそのまま面接に進むことができる。同社では、この採用方法の導入以後、10人以上が入社。既存の採用方法よりも多彩な人材に接触ができ、スキルやビジョンなどのマッチ度も高いという。

リファラル採用はもともと米国のIT業界で普及。日本ではエンジニアの中途採用を中心に活用されてきたが、近年では新卒採用にも活用する動きが広がりつつある。紹介者から事前に企業の実情を本音で聞けるため、入社後のミスマッチや退職率を抑えられるといったメリットがあり、有効な人材確保策として今後

心身の不調に早めの対応 ユニークな有給休暇制度

化粧品メーカーのN社は、新しい有給休暇制度「肌休暇」を導入。肌の不調を理由に有給休暇を取得できるという化粧品会社ならではのユニークな制度で、性別・年齢を問わず全従業員が対象となる。

制度を導入した背景にあるのは、「肌トラブルが心と体の不調のシグナルになる」という考え方。仕事で疲れがたまっている、肌の不調として現れる。それがさらなるストレスになり、モチベーションや業務効率の低下につながるため、シグナルの段階で休息を

取って、リフレッシュしてもらいたいという狙いがある。また、「取りづらい」と感じる有給休暇に制度として名前を付けることで、休暇を取りやすい環境も作りたい考え。

電子文書の非改ざん証明 タイムスタンプ需要拡大

電子文書に時刻情報を付与する「タイムスタンプ」の需要が拡大している。日本データ通信協会によると、平成30年上期（1月～6月）の発行件数は1億700万件となり、半期ごとの調査で初めて1億件を超えたと発表した。

タイムスタンプは、文書と時刻を一体で暗号化することで、後から内容が変更されていないことを証明するもので、日本データ通信協会から認定された事業者が発行。現在、国税関係書類の電子保存、電子契約・商取引、電子カルテ、知財保護など幅広い分野で活用されている。



同一労働同一賃金

同じ仕事には同じ賃金を払うという考え方。正社員や非正規社員といった雇用形態や性別、年齢などにかかわらず、仕事の内容に応じて賃金を決める。

正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差の解消を図るために両者を比較し、前提が同じなら待遇も同じ（均等）、前提が異なるなら、バランスのとれた待遇（均衡）を求める。日本では、正社員とパート・契約社員・派遣など非正規社員との身分・待遇の違いが根強く、同一労働同一賃金の原則はあまり定着していない。今年6月、同一労働同一賃金を含む「働き方改革関連法」が成立し、中小企業においては2021年4月から導入される。



不当表示の禁止 違反とされた事例

課徴金制度の概要

不当表示とは、虚偽もしくは誇大、または、たとえ事実であっても消費者に誤認を与えるような表示をいいます。つまり「うそ」や「ごまかし」はもちろんのこと、「誤解を与えるようなまぎらわしい表現」なども不当表示に該当します。景品表示法に違反した場合、課徴金や社名の公表などの罰則が科せられ、企業の社会的イメージを損なうことになり、ますので、表示については十分な注意が必要です。そこで今回は景品表示法の概要を事例を交えながら取り上げてみます。

景品表示法では、事業者が提供する商品やサービスについて、次のような表示を行うことが禁止されています。

禁止されている表示(広告等)とは

○優良誤認表示 商品・サービスの品質、規格等についての不当表示

実際より or ライバル会社より著しく優良であると示す表示

○有利誤認表示 商品・サービスの価格等についての不当表示

実際より or ライバル会社より著しく有利であると示す表示

優良誤認表示の禁止

優良誤認表示とは、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される恐れがある表示のことです。

【事例】

- ① 国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示して販売していたが、実は国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であった。
- ② 「100%果汁」と表示したジュースの果汁成分が、実際には60%であった。
- ③ 機械打ちの麺に「手打ち」と表示していた。
- ④ 添加物を使用した食品に「無添加」と表示していた。

と表示していた。

⑤ 健康食品に「栄養成分が他社の2倍」と表示していたが、実際には他社の健康食品と同じ量しか入っていなかった。

⑥ 「この新技術は当社だけ」と表示していたが、実際は他社製品にも同じ技術を採用したものが販売されていた。

有利誤認表示の禁止

有利誤認表示とは、価格などの取引条件が実際のものや競争事業者と比較して著しく有利に見せかける表示のことです。

【事例】

- ① 一部の商品だけ5割引なのに「全品5割引」と表示していた。
- ② 「通常価格1万円のところ特別価格5千円で提供!」と表示していたが、普段から5千円で販売していた。
- ③ セット売りの商品を「お徳用」と表示していたが、実際にはバラ売りと同じ価格だった。
- ④ 「安心保証5年!」と表示しているが、実際は全額を保証するのは1年間で、その後は一部の修理が有料だった。
- ⑥ 「地域一番の安さ!」と表示していたが、実際は価格調査をしておらず、根拠のないものだった。
- ⑦ メーカー希望小売価格の設定がないのに、「メーカー希望小売価格から半額!」という広告を出した。

いのに、「メーカー希望小売価格から半額!」という広告を出した。

不当表示における課徴金制度

景品表示法では、故意に偽って表示した場合だけでなく、誤って表示してしまった場合であっても、不当表示に該当する場合は、規制されることとなります。また、商品広告やチラシの表示のみならず、口頭での説明なども含めたあらゆる方法による表示が規制の対象となるので注意が必要です。

平成28年4月1日より、違反行為に対しては課徴金制度が導入されました。課徴金額の算定は、不当表示を行った商品やサービスの売上額の3%です。ただし、返金措置や自主申告を行った場合は、課徴金が減額・免除される場合があります。また、課徴金額が150万円未満の場合、納付を命じられません。

これまで不当表示の取り締まりは、国が中心に行っていました。現在では都道府県知事にも措置命令の権限が付与されており、地域の監視体制が強化されています。

上記のとおり、不当表示を行った場合、売上額の3%という非常に厳しい課徴金が課されることになるため、表示の仕方については細心の注意が必要です。

経営

ワーク・ライフ・バランス 生産性の向上と人材確保

■経営戦略としての位置づけ

近年、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉をよく耳にするようになり、「和」と訳されます。中小企業においても長時間労働の抑制、生産性・業績の向上、優秀な人材の確保を図るために、ワーク・ライフ・バランスを「経営戦略」と位置づけ、活用していかうという流れが起きています。そこで今回はワーク・ライフ・バランスと経営戦略について考えてみます。

少子高齢化の進展により労働力人口が減少しています。また、個人の

- 働き方の見直し
- ・業務の効率化・平準化
- ・パソコン等のツールの活用
- ・社員のスキル向上
- 多様な働き方の導入
- ・フレックスタイム
- ・在宅勤務
- ・リフレッシュ休暇
- 風通しのよい職場づくり

- | | |
|----|--|
| 企業 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保と定着 ・残業代等のコスト削減 ・生産性アップ ・社員の士気の向上 |
| 社員 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕事以外の時間を持てる ・育児や介護をしながら働ける ・ライフステージに応じたキャリア形成 |



ライフスタイルや就労に対する意識も様々です。そのような社会だからこそ、経営者は「従業員一人ひとり、それぞれ異なる状況下に置かれている」ことを理解することが大切です。そして、それぞれの能力を最大限活かせる働き方を可能にすれば、従業員との結束力を高めることができ、会社と従業員がともに新しい働き方に対する価値を共有することもできます。それを実現するのがワーク・ライフ・バランス経営といえます。

一方で、ワーク・ライフ・バランスという、「仕事はほどほどにやればよい」「育児中の女性を支援するもの」「コストがかかるので一部の企業向けに中小企業には導入が

難しい」といったイメージを持つ方も少なくないと思います。

しかし、企業にとっては、従業員の充実した生き方を支援することにより、離職率の低下、従業員のモチベーションアップ、優秀な人材の確保と定着、残業代等のコスト削減、生産性と企業業績の向上など様々なメリットがあります。ワーク・ライフ・バランスが「経営戦略」として有効と言われるのはこのためです。

■取り組みへの第一歩

取り組みの第一歩としては、「限られた時間の中でいかに効率的に仕事を進められるか」を意識しつつ、「働き方の見直し」を行います。具体的な手法として、業務の洗い出しや漫然とした会議の見直し、従業員同士のスキル向上や情報の共有化、パソコン等ツールの活用による作業の効率化などが挙げられます。

従業員が効率的な業務遂行能力を身につけることにより労働生産性が高まり、また恒常的な長時間労働を是正することができます。長時間労働が慢性化している職場では、ミスの多発、人件費や光熱費等の経費の負担、うつ病などの精神疾患に罹患する確率の増大などのリスクを抱えています。働き方の見直しをすることで、このようなリスクを軽減する

ことができます。

■中小企業の強み

ワーク・ライフ・バランスの経営戦略は、経営者が従業員の主張を聞くだけのものではなく、お互いにコミュニケーションを取りながら、仕事の在り方や業務の見直しを行うことによって、双方がメリットを享受しようとするものです。経営者が日頃から従業員とのコミュニケーションをとることで、会社が抱える課題を従業員にも「会社の問題は自分の問題」として考えられるような風土を作ることができます。

また中小企業はルールや制度がなくとも、従業員の事情に配慮した柔軟な対応を行うこともできます。そして、中小企業の持つ「スピード感」や「一体感」は取り組みを進める大きな強みになります。

ワーク・ライフ・バランスの内容は、企業の規模、業種、従業員の属性（年齢や性別構成、職種、勤務形態等）、企業風土により多種多様です。同業他社が導入し成功した施策を実行したとしても、成功するとは限りません。自社にとっての経営課題、経営戦略から落とし込み、人材活用戦略を明確にしながら無理のない範囲で実践することが成功のカギとなります。



経産省・中企庁 所得拡大促進税制(改正対応) ガイドブック・Q&A集を公表

平成30年度税制改正において改組された「所得拡大促進税制」について、先般、経済産業省と中小企業庁は改正後の制度に対応する「ガイドブック」及び「Q&A集」を各ホームページ上で公表しました。

ガイドブックの名称は、経済産業省は大企業向けの「賃上げ・生産性向上のための税制ガイドブック」、また、中小企業庁は中小企業向けの「所得拡大促進税制ご利用ガイドブック」となっています。

今回の所得拡大促進税制の改正において税額控除を受けるためには、大企業は単なる賃上げだけではな

中小企業向け 所得拡大促進税制 ご利用ガイドブック

平成30年4月1日以降開始の事業年度用
(個人事業主は平成31年分以降用)

目次	
中小企業向け所得拡大促進税制の概要	2
制度の経緯(沿革の概要)	3
制度の経緯(上乗せ措置を利用する場合)	6
上乗せ要件① 教育訓練費増加要件	7
上乗せ要件② 経費力向上要件	11
よくあるご質問	19
ホームページ・お問い合わせ先	23

く、国内の設備投資が要件となつているため、「生産性向上」の文言が含まれています。一方、中小企業については、賃上げ要件のみで、設備投資要件はないことから、この文言の記載はありません。さらに、本年度改正の特色として、大企業、中小企業それぞれについて、税額控除の上乗せ措置として、教育訓練費(人材投資)の一定以上の増加がインセンティブとして追加されています。

過去、度々見直しが行われている所得拡大促進税制ですが、本年度改正では、これまでのような単なる賃上げ増加割合や税額控除割合の違いだけではなく、設備投資要件の有無・上乗せ措置要件の内容など、大企業、中小企業ごとに大幅に異なる制度設計となっています。

各省庁のホームページに掲載されているガイドブックでは、それぞれの対象企業に向けた制度概要や計算例などについて分かりやすく解説していますのでご参照下さい。

10月の税務と労務

一 税 務

- ★特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月15日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- ★9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- ★8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…10月31日
- ★2月, 5月, 8月, 11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…10月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…10月31日
- ★2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…10月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月, 5月, 11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…10月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の7, 8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…10月31日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…10月31日

「事前の一策、事後の百策に勝る」という教えがあります。事前に対策を講じておけば、有効な方策が見つかりますが、事後となると、方策は限られ、それも高くつくのが一般的です。

▼トラブルは起きた瞬間から悪化する傾向があります。このため、すぐに適切な対応をとらなくてはなりません。実際には対応は後手に回ってしまいがちです。これに対し、事前に対策を立てていければ、迅速に対応することが出来ます。もちろん、想定外のトラブルが起きる可能

事前の一策、事後の百策に勝る

性もあります。その場合も、事前の対策を基にして対応することが出来ます。▼「事前の一策」を適切にとるには、「過去の失敗」が参考になります。かつてどんな失敗をしたのか、その失敗からどんなことを学んだのか。その記録を取っておくことが大切です。どんな状況で起きたか、どういう対策をとったかをノートに書いておく。それを続けることで、失敗は大きな財産となり、適切な「事前の一策」をとることができるようになります。